

(仮訳)

農業分野における日本国農林水産省とポーランド共和国農業・農村開発省との間の 協力覚書

日本国農林水産省及びポーランド農業・農村開発省（以下、一方を示す場合は「当事者」、双方を示す場合は「両当事者」という。）は、

農業部門が食料安全保障の実現において主導的な役割を果たすことを認識し、

農業及び農村振興分野における協力が農業食料システムの革新、持続可能な資源管理、気候変動への適応を含む、持続可能な発展を促進するために重要であることを考慮し、

あわせて、両国における農業及び農業分野における資源の有効活用のための協力と情報交換が重要であることを認識し、

二国間の農業発展の支援が、農業部門を支援、育成する公的部門の機関間の協力の過程を通じて促進されうることを再確認し、

以下の確認に至った：

第1項

目的

本協力覚書（以下「本覚書」という。）の目的は、農業分野における両当事者の協力を強化及び促進することにある。

第2項

適用範囲

両当事者は、それぞれの国で適用されている法規制に従い、特に可能性、必要性、財政資源の利用可能性を考慮しながら、協力の実施を支援及び促進するよう努めるものとする。

第3項

協力分野

両当事者は、次の分野において協力する：

- 1) 動植物の育種、生産を含む農業の発展
- 2) 農産物・食品貿易の促進及び円滑化
- 3) 関連する国際機関における協力と連携の強化
- 4) 農業経済学、市場分析、政策評価

- 5) フードテックを含む農業イノベーションへの研究や投資の強化
- 6) 両当事者間で合意されたその他関連する関心分野

当事者間の協力は以下の形態で行われる。

- 1) 専門家や研究者の交流
- 2) 共同研究プロジェクト
- 3) 共通関心事項に関するワークショップ、ウェビナー、セミナー、会議の開催
- 4) 両当事者間で合意した研修、視察及びその他取組の実施
- 5) 両当事者が実施する展示会、見本市及びその他広報活動に関する情報交換
- 6) 両当事者の農業分野で活動する関係団体間の直接的な連絡の確立に向けた支援
- 7) その他両国の農業発展の促進を目的として両当事者間で合意された協力

第4項 覚書の実施

1. 両当事者は、必要に応じて、業務上の連絡を維持し、現在の協力について検討し、情報交換を行い、当該協力に基づく今後の取組実施に関する決定を行うための会合の日程について合意する。会合は、日本国及びポーランド共和国において交互に開催されるものとする。
2. 両当事者は、必要に応じて、特定の業務を遂行するための専門家チームを指名することができる。

第5項 覚書の条件

本覚書の解釈及び適用については、両当事者間の協議を通じて解決する。本覚書は、国際法に基づく権利又は義務を生じさせるものではなく、また、当事者に金銭的義務を課すこともない。

第6項 費用

1. 両当事者は、本覚書の事項を実施するにあたり、財源の利用可能性に応じて最大限の努力を払うものとする。財務条件及び資金面に関する詳細は、本覚書に基づき協力する各機関で個別に合意するものとする。
2. 各当事者は、本覚書の履行により生じる費用をそれぞれ自ら負担するものとする。また、第2項に記載された本覚書の適用範囲及び目的に基づき定められた範囲内で、明示され実施されるすべての活動は、日本国及びポーランド共和国の国家予算に追加的な負担を生じさせることなく、両当事者が通常の予算の範囲内で実施するものとする。

3. 各当事者は、本覚書に沿って自国の代表が相手国を訪問する際に生じる費用を、全額負担する。各当事者は、それぞれの協力プログラムの枠組みにおいて、欧州連合（EU）及びその他の国際機関から提供される資金を活用することもできる。

第7項 情報のセキュリティ

両当事者は、情報公開に関する双方の方針に沿って、また適用される法令の範囲内において、本覚書の協力活動が各種機関内部及び一般社会に向けて周知されるべきであることを認識する。ただし、事前に書面による合意・決定がある場合または法令により開示が義務付けられている場合を除き、各当事者は、本覚書の実施期間中または本覚書に基づき作成されるいかなる取決めの期間中に相手方当事者から受領または提供された文章、情報その他のデータについて、秘密性及び機密性を保持するものとする。また、両当事者は、共同研究から生じる知的財産権が、それぞれの国内法及び相互に合意・決定された取決めに従って取り扱われることを確保するものとする。

第8項 開始、変更及び終了

1. 本覚書は、署名の日から効力を生じるものとする。本覚書の有効期間は当初5年間とし、その後は自動的に5年間延長されるものとする。
2. いずれの当事者も、6カ月前までに書面で相手方当事者に通知することにより、いつでも本覚書を終了することができる。
3. 本覚書の終了は、終了日より前に実施された活動の有効性、実施中及び実施が合意・決定された活動の実行に影響を及ぼさないものとする。
4. 本覚書は、両当事者の書面による合意により、いつでも修正することができる。

本覚書は、2026年4月14日に日本国、東京において、英語で2通署名され、いずれの文章も同等の効力を有するものとする。

【日本国農林水産省】

【ポーランド共和国農業・農村開発省】

(.....)

(.....)